

第5回計画部会（PPP/PFI推進アクションプラン）

# 水道分野における コンセッション導入促進について



ひと、暮らし、  
みらいのために

平成29年 2月

厚生労働省 医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部 水道課

# コンセッション方式導入に対する支援状況

## 1. 地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ

- 水道分野における官民連携推進協議会の開催
  - ・平成27年度は、富山(7/28)、東京(10/2)、大阪(12/4)、広島(2/5)の4か所で開催
  - ・平成28年度も、4か所程度で開催予定
  - 開催地：「東京(8月22日)、愛知(10月5日)、宮城(12月19日)、福岡(2月3日)」
- 「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成(平成26年3月)
  - ・従来のPFI導入検討の手引き等を再編し、コンセッション方式の導入に向けた検討にかかる内容等の充実



会場の模様

## 2. 予算における支援措置

- 平成27年度から開始している厚生労働省による水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業を平成28年度においても継続。【平成29年度予算案においても必要な予算を計上】
  - ・地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業  
(生活基盤施設耐震化等交付金 (H28予算)130億円の内数、交付率1/3、実施主体：地方公共団体  
【H29予算案】169億円の内数、交付率1/3※H29以降に事業を実施した場合は1/4、  
実施主体：地方公共団体)
  - ・地方公共団体での官民連携の検討を促進させるため、コンサルタントによる助言等を実施  
(官民連携等基盤強化支援事業費 (H28予算)0.1億円、実施主体：国)  
【H29予算案】0.1億円
- また、平成28年度第2次補正予算において、厚生労働省による水道事業におけるコンセッション事業の推進に資する施設耐震化費用(20億円)について生活基盤施設耐震化等交付金により事業費の一部を交付することや、内閣府によるコンセッション事業導入の前提となるデューデリジェンス(資産評価)、官民の役割分担の検討等に係る費用を支援することを盛り込んでいる。今後の支援については、2次補正予算の執行状況を勘案し、対応を検討。

## 3. 水道施設整備におけるPFI事業・コンセッション事業への対応拡大

- 従来は、BTO方式のみ対象としていたところであるが、平成27年度より水道施設整備費補助及び生活基盤施設耐震化等交付金において、BOT方式も対象に拡大。
- 交付要綱に該当する地方公共団体においてコンセッション事業が行われる場合についても支援が可能となるよう交付要綱を改正(H28年4月1日から施行)

# 集中強化期間内におけるコンセッション方式を活用したPFI事業の進捗状況

## (1) 大阪市

- 大阪市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた取組を継続中。
  - ・ 平成28年2月市議会において、条例改正案を再提出。しかし、経営形態の見直しに慎重な意見が多く、平成28年3月29日に本条例案は継続審査。

## (2) 奈良市

- 奈良市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
  - ・ 厚生労働省による官民連携等基盤強化支援事業として、奈良市の検討業務を支援。
  - ・ 平成28年3月市議会において、条例制定案を提出。しかし、議会及び市民への説明が唐突であるなどの理由で、平成28年3月25日に本条例案は否決。

## (3) 広島県

- 広島県では、水道事業でのコンセッション方式を含む官民連携の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
  - ・ 厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用。
  - ・ 平成28年1月に、「県営水道事業における公共施設等運営権活用検討調査報告書」を公表。  
(3月25日の産業競争力会議 第37回実行実現点検会合にて検討結果を報告)

## (4) その他の自治体

- 厚生労働省では、以下の事業を平成27年度から開始。  
各自治体が、コンセッション方式を含めた官民連携を進めるための検討など、具体的な案件形成に向けた取組を円滑に進めていけるよう支援を実施。
  - ・ 水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業。  
(生活基盤施設耐震化等交付金、交付率1/3、実施主体:地方公共団体)  
⇒ 3事業体(広島県、橋本市、紀の川市)において、検討が進行中。
  - ・ 官民連携の検討を促進させることを目的として、コンサルタントによる助言等を実施。  
(官民連携等基盤強化支援事業費、実施主体:国)  
⇒ 2事業体(奈良市、ニセコ町)において、検討が進行中。
- 内閣府によるデューディリジェンス(資産評価)の検討等に係る費用を支援
  - ⇒ 資産評価 : 3事業体(浜松市・宮城県・伊豆の国市)
  - 導入可能性調査 : 3事業体(村田町・木古内町・大牟田市)
- 引き続き、上記支援を進めるとともに自治体への個別の働きかけを強化する等により検討対象自治体の増加を図るべく努力。

# コンセッション導入に向けた働きかけ(トップセールス)リスト

## 働きかけの進捗(平成29年1月現在)

○ 現在の働きかけリスト(平成28年1月作成)に記載した23事業体のうち、19事業体へ働きかけ済み

大阪市・奈良市・広島県・橋本市・紀の川市・ニセコ町・浜松市・大津市・宇都宮市・さいたま市・柏市・横浜市  
岐阜市・岡崎市・三重県・四日市市・京都府・熊本市・宮崎市

<対象事業体の選定指標>

- ①コンセッション方式導入に向けた実施方針を策定済みである
- ②コンセッションを含む官民連携検討のために、厚生労働省の交付金や委託調査を活用している
- ③下水道におけるコンセッションを検討している
- ④要件に該当している(人口20万人以上、平成25年度に原則黒字経営、2040年度まで人口減少率が20%以下)



## (2) 更新する事業体の選定方針

○ これまでの働きかけ結果や官民連携推進協議会でのヒアリング等を踏まえて選定指標を検討する

<対象事業体の選定指標(案)>

- ①給水人口が20万人以上(優先的検討規定(※)の対象)かつ、包括委託や第三者委託を実施している自治体
- ②コンセッションを含む官民連携検討のために、厚生労働省の交付金や委託調査を活用している
- ③内閣府の交付金(上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置)を活用している
- ④他分野(下水道も含む)においてコンセッションを実施(検討)している

※優先的検討規定:多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月 民間資金等活用事業推進会議決定)

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施工する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

平成30年4月1日(予定)(ただし、3.(2)は平成32年4月1日(予定))